

第1号議案 鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）  
について

1. 改正の趣旨

- 令和3年3月に本協議会で『鶴岡市公共交通計画』が策定されたことに伴い、規約中の「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。
- 『鶴岡市地域婦人会連合会』が令和3年3月に解散したことに伴い、別表中から標記団体を削除する。

2. 改正内容

- ① 第1条中、「地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）」を「地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）」に改め、「形成計画」を「交通計画」に改める。
- ② 第3条中、「形成計画」を「交通計画」に改める。
- ③ 別表中、「形成計画」を「交通計画」に改める。

3. 新旧対照表

別紙のとおり

4. 施行年月日

令和3年5月31日

## 【新旧対照表】鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約の改正(案)について

新(改正後)	旧(改正前)
(目的) 第1条 鶴岡市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、 <u>地域公共交通計画</u> (以下「 <u>交通計画</u> 」といふ。)の策定に関する協議及び <u>交通計画</u> の実施に係る連絡調整を行う。	(目的) 第1条 鶴岡市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、 <u>地域公共交通計画</u> (以下「 <u>形成計画</u> 」といふ。)の策定に関する協議及び <u>形成計画</u> の実施に係る連絡調整を行う。
(中略)	(中略)

  

新(改正後)	旧(改正前)
(所掌事項) 第3条 協議会は第1条の目的を達成するために、次の業務を行う。 (1) <u>交通計画</u> の策定及び変更の協議に関すること。 (2) <u>交通計画</u> の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) <u>交通計画</u> に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するため必要な業務。	(所掌事項) 第3条 協議会は第1条の目的を達成するために、次の業務を行う。 (1) <u>形成計画</u> の策定及び変更の協議に関すること。 (2) <u>形成計画</u> の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) <u>形成計画</u> に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するため必要な業務。
(以下省略)	(以下省略)

附則

この規約は、令和3年5月31日から施行する。

# 【新旧対照表】鶴岡市地域公共交通活性化協議会規約の別表の改正(案)について

別表		新（改正後）		旧（改正前）	
		構成団体		備考	
		構成団体	根拠条項	構成団体	根拠条項
鶴岡市		交通計画を策定しようとする市町村	第6条2項1号	鶴岡市	形成計画を策定しようとする市町村 第6条2項1号
庄内交通㈱		関係する公共交通事業者等	第6条2項2号	庄内交通㈱	関係する公共交通事業者等 第6条2項2号
(一社)山形県バス協会		〃	〃	(一社)山形県バス協会	〃
(一社)山形県ハイヤー協会		〃	〃	(一社)山形県ハイヤー協会	〃
(一社)山形県ハイヤー協会鶴岡支部		〃	〃	(一社)山形県ハイヤー協会鶴岡支部	〃
山形県交通運輸産業労働組合協議会		〃	〃	山形県交通運輸産業労働組合協議会	〃
国土交通省酒田河川国道事務所		区域内の道路管理者	〃	国土交通省酒田河川国道事務所	〃
山形県庄内総合支庁道路計画課		〃	〃	山形県庄内総合支庁道路計画課	〃
鶴岡警察署		区域内の警察署	第6条2項3号	鶴岡警察署	区域内の警察署 第6条2項3号
鶴岡市町内会連合会		利用者代表	〃	鶴岡市町内会連合会	利用者代表 〃
鶴岡市自治振興会連絡協議会		〃	〃	鶴岡市自治振興会連絡協議会	〃
藤島町内会長連絡協議会		〃	〃	藤島町内会長連絡協議会	〃
羽黒区長会		〃	〃	羽黒区長会	〃
櫛引区長会		〃	〃	櫛引区長会	〃
朝日地域駆在員連絡協議会		〃	〃	朝日地域駆在員連絡協議会	〃
温海地域自治会会长会		〃	〃	温海地域自治会会长会	〃
鶴岡市老人クラブ連合会		〃	〃	鶴岡市老人クラブ連合会	〃
鶴岡市身体障害者福祉団体連合会		〃	〃	鶴岡市身体障害者福祉団体連合会	〃
鶴岡市地域婦人会連合会		〃	〃	鶴岡市地域婦人会連合会	〃
東北運輸局山形運輸支局		その他当該市町村が必要と認める者	〃	東北運輸局山形運輸支局	その他当該市町村が必要と認める者 〃
山形県庄内総合支庁総務課連携支援室		〃	〃	山形県庄内総合支庁総務課連携支援室	〃
鶴岡商工会議所		〃	〃	鶴岡商工会議所	〃